

犁（からすき）の比較文化学 ——九州北部地方および東アジア地域の犁にことよせて——

牛島史彦*

はじめに

筆者の勤め先である「板橋区立郷土資料館」から歩いて10分ほど、新大宮バイパスの工事で太い搔き傷をつけられたような集落に、M氏ご夫妻が住まわれている。ご当人の預かり知らぬところで「優れた話者」とでもいう資格が付与され、重宝がられそうな年配の夫婦であるが、実は専業の農家の出ではなく奥さんは埼玉の在の人であり、さらに郷土芸能の伝承者として普及・保存の文化財行政上、大切な人材である点などもあって、おりを見つけては訪問することになっている人たちである。あるいは、未だ安住の調査地という立脚点を確定し得ないままに農具の「比較文化」に取り掛かろうとという筆者が、「郷土の民間伝承」⁽¹⁾などという大前提とは一風変わった距離を余儀なくされている彼らに対して、身勝手な親近感を抱いているのかも知れない。

とまれM夫妻に何うに、各戸の田畑それぞれ5-7反というぐらいの経営規模⁽²⁾では所謂「鋤一本主義」でもやり通せたというが、「一日5畝」という彼ら一人前の見当で仮に全ての耕地を一度にウナウ（耕起する）としたら、やはり10日はかかったらしい。一方、埼玉の方から借りて来た馬で代かき・耕起を代行する人もあり、その場合は僅か2日で仕上げてくれたものだという。その影響でもあろうか、我が資料館には2点の高北犁⁽³⁾が収蔵されているのだが、これは隣の集落のK氏が戦前購入したものであった。氏は講読していた農業新聞の広告で福島県の会津若松で犁を使った馬耕の講習会のことを知ったという。当時のことゆえ会津までの鉄路は遠くまた余計な出費でもあり、汽車で出掛ける氏のことを家人は「ノボセ」とさえ笑ったという。

現在、収蔵庫には46点の鋤が収蔵されている。それに比して馬耕犁は僅か2点のみであるという事実から、46対2の数量的データを導き出し、「馬耕が定着しなかった荒川下流域・疎菜主体の東京近郊農村の姿を彷彿とさせる」といった、一種の追認に過ぎない「解釈」を施すこともできよう。また、46点という多数派を注視して鋤の民具調査に取り掛かり、2点という存在をとりあえず例外的収蔵品と処理するのがオーソドックスでもあろう。しかし、本稿では46対2という犁の希少度と10日対2日という効率の高さ、そしてそれを駆使することが当地では「稼ぎ」となり得たという別の事実より出発し、犁という農具が在来農法には無かった文明の利器であり得た歴史的状況、すなわち「近代」ということに注目してゆきたい。

*東京都板橋区立郷土資料館学芸員

K氏の思い出してくれた「犁耕は、鋤よりも深く耕せるので収穫も増えた」という事実が、「近代」を生きてきたこの人にとって如何に「事実」であったかという問いも、大切な目標に違いないと考える。

1. 在来犁の特質と分布

農業の作業工程のうち、秋の収穫を最も左右するのは耕起作業の在り方であろう。それゆえ鋤と犁に関する研究は、他の農具のそれを質量ともに凌いできたといえるが、その中でも清水浩・嵐嘉一両氏による犁の仕事が代表的かつ比較的入手し易いものの一つと思われる。本項では、主にこの両氏の著作に拠ることとし、まずは嵐氏による大まかな形態の分類にしたがって略述してゆきたい。氏は作業時の犁の安定性によって持立（もったて）型と打延（うっぱえ）型の2型に大別され、さらに進行方向からみた接地面（犁床）の長短から前者をⅠ抱持立型・Ⅱ押持立型・Ⅲコガラ、上州オンガ型。後者をⅣ中床型・Ⅴ長床型とされた⁽⁴⁾。

Ⅰ型は、犁先の一点のみで接地しているために牽引される際の左右方向と前後の角度の安定が悪く、耕す土の深さと方向を一定に保つことが難しかった。しかし深く耕起できる点から、明治初期のお雇い教師 M. フェスカが「日本地産論 特編」（明治二四年）において在来農具の中では最良の評価を寄せており⁽⁵⁾、後述する元福岡藩士林遠里の興した私塾「勸農社」で養成された農耕教師の各地派遣にともない、近代農法（「福岡農法」ともいわれた）の代名詞となったものである。福岡県西部を中心に佐賀・長崎両県の玄海灘地方、および隠岐山陰の日本海側地方に点々と分布した（「隠岐犁」）。また群馬・栃木の大利根水系低湿地そして千葉各県にも部分的にみられたらしいが、嵐氏はこれらの地域における祖形（原始型）として「O型」を想定されている⁽⁶⁾。

このようなⅠ型の中でも、福岡県西部のを特に「筑前改良抱持立犁」と呼ぶが、どの点が「改良」されているかというに、玄海灘・日本海側の在来犁とりわけ壱岐・対馬・五島列島の持立犁は畑作用で、その作業体系の類似した朝鮮半島との関係を想定し得るものであるらしい点⁽⁷⁾。根曲りの自然木の先端に犁先を装着したものであり、この自然木は農家が採取して成型と犁先の製作および装着を職人が分担していた点などである⁽⁸⁾。いわば畑から水田、自製から町場の小工場での一貫生産と流通圏の広域化。それと前後する土壌の反転作用の強化ということだが、この改良の点に関する実測的検証は未だ乏しいように思われる。

Ⅱ型は、短床犁とも呼ばれ前後方向に細長く接地面を削り出したために、無床犁と呼ばれるⅠ型に比べると方向性や安定性が優っている犁である。これは熊本県北部で福岡県境の鹿本郡山鹿町界隈の「猫犁」という在来犁を原形とするという⁽⁹⁾。同町周辺では犁の製作が盛んであり、「肥後犁」の別名で近隣諸県に出荷されていた。短床部には特に堅木が取り付けられ、さらに土壌の反転作用にも留意して犁への工夫も発達した犁である。熊本・福岡両県の北西部二カ所を中心に分布したようだが、山鹿町の金物農具商大津末次郎はさらにこれを改良して明治33年に特許を出願した。この㊦犁は大正期に期限切れとなるまで福岡県博多の磯野犁・深見犁とともに業界の

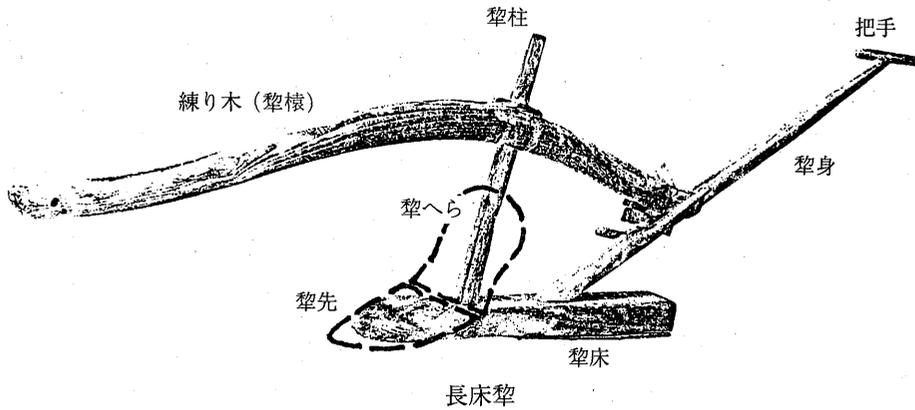
一端をリードし、戦前戦後を通じて活躍した「近代短床犁」の典型として、長野県小県郡の松山犁、三重県名張の高北犁、そして大正末に急成長して優良品の代名詞となった熊本市東洋社の日の本犁等々の原形となってゆく。

Ⅲ型はⅠ型を長大にしたような犁で、同類の無床犁に属するものようであって、湾曲した自然木を利用したものについてはⅠ型との共通性がある。ただし、練り木の長さが2メートルを越すものがあり、進行方向の安定性に相対して重心が低く思われる点から、方向性と安定性の面でⅤ型長床犁的な優位性があることが想像される。また木製の板で犁へらをしつらえた例も多く、この部分が犁先と同様の鋳鉄製で小さいⅠ型とは明らかに分類を別にしうる在来犁といえる。分布としては熊本県東部・大分県南西部・および宮崎県の阿蘇山火山灰地帯。そして北関東の栃木県を中心とする関東ローム地帯といった軽質火山灰地帯。そして千葉県房総地方と神奈川県などの東海・外房地方。さらに岐阜県および富山県の中中部地方等々に点々と分布する。嵐氏によるとⅠ型も山陰、富山、そして群馬、栃木、千葉各県に点々と分布するとして、Ⅲ型との共通性を指摘されている⁽¹⁰⁾。

しかしながら、前方に向けて長く湾曲した自然木が犁身を構成している限り、接地部はかなり細長く確保される例が多いと思われ、関東の湿田地帯にも分布している点を考慮すると、このⅢ型は「有床」と分類することもできよう⁽¹¹⁾。福岡県勸業試験場長を勤めた横井時敬によると、Ⅱ型短床犁についてさえ「無床犁ノ有床ノ作用ヲナスモノ」(「大日本農会報174」明治29年)としており、Ⅰ型の地域には「押し立犁」と呼ばれた極く短床の犁もあったようである⁽¹²⁾。犁身・犁柱・練り木の部材で逆三角形を構成するⅠ-Ⅳ型の在来犁は、犁柱と練り木を固定する楔の加減で犁身を有床犁的に寝かせて使う或いは無床犁的に立てて使うという使い分けが、ある程度は可能だったと思われる。このようなことを考えると、外形的な「床」の有無は決定的な区分点では無いとさえ考えられるのであるが、伝播普及と発展関係で犁を「解釈」しようとした「近代的学問」乃至「比較文化の学」にあっては、分布と並んで形態分類は不可欠の作業であり、その最も客観的な目安が、「床」の進行方向の寸法だったのである。

Ⅳ型は中床犁とも分類され、形のうえでは犁身を寝かせ気味にしたⅠ・Ⅱ型に長さ30-40センチ前後の細長い木片を「床」として付加したものである。佐賀・福岡両県南部の平野部に分布し、特に佐賀平野のクリーク灌漑地帯などの用水不足の地域では、有床犁による床締めが水田の漏水防止のために効果があったという⁽¹³⁾。同氏は、後記Ⅴ型(長床犁)を軽量化の方向に改良したもの⁽¹⁴⁾とする一方で、地域の特殊な立地条件に応じて発達した形態として、生態的理由を注視する必要性を強調されている⁽¹⁵⁾。床を付加して「床締め」の機能を持たせたこのⅣ型は、近代短床犁の時代にあっても「発展」することなく耕耘機の時代を迎えた点からみても、外形と分布をもとに発展関係を構想することの限界を示すものといえよう。

Ⅴ型は長床犁とも呼ばれ、殆ど犁身・練り木・犁柱の3部材で構成されるⅠ-Ⅲ型およびⅣ型の側面形の殆どが逆三角形であるのに対して、多くが長い「床」を底部とする逆台形(四角形)の枠をなすものである。「長床」というように接地部が1メートル前後に達し、全体の前後長は



2メートルを越すものも珍しくは無かった。これによって安定の良いことと共に重量があることも大きな特色であったが、一方では小回りが効かないために耕地の一区画が広いことを前提としていた。分布としては西日本先進地を中心に全国でみられ、特に条里の跡をとどめて幾何学的な区画整理が普及した畿内では、中世以降古くから使われた。また絵画資料に登場することが多かったのも、この犁が永い歴史と共にあったことを示すものだが、犁の図像の問題は次項にまわすこととしよう。

ところで、前述のようにⅢ型でも接地部を長く引きずるようなものは、当然「長床犁」に分類することができるが、これは裏作のない湿田地帯にも分布した犁であって、先進地としての西日本でのV型とは別個の背景を持つ犁とすべきだろう。また、九州北部のⅠ・Ⅱ型が主に馬に牽かせていたのに対して、このV型は牛によるものであった点も大きな相違点である。最も重要な耕起作業を、牛と馬のいずれに依存するか背景的な問題として再考すべきところが多いと思われるが、この点は稿を改めたい(16)。

以上、Ⅰ-V型そしてO型という嵐氏の分類に拠りながら略術したが、本項で取り上げた「分布」と「発展」そして「比較文化」、すなわち民俗学の基本的な発想に寄り掛かって徒に実例を収集分類する以前に、再検討しておくべき課題のあることが多少明らかになったと思われる。

2. 犁の「歴史」

本項では、先に指摘した「分布」と「発展」の問題をまずは中国史のなかで考える。そして中世に盛行した犁耕を含む農村風俗の図像の変遷を追い、さらに日本での展開も略述する。犁そのものの考察から一旦離れて、美術様式の在り方にまで踏み込むのは、中国で独自の展開を遂げた「長床犁」の影響が、我が国での先進地としての西日本でとりわけ強かったこと。そして近世史のなかで風俗画・農書・絵馬といったさまざまな様式に載って人口に膾炙した長床犁の形態は、その後の農政当局や技師たちの「近代的犁観」の形成に、何らかの影響を及ぼしているのではな

いかと考えたゆえである。

敢えていうと、近代日本において特定の犁が「原型」あるいは「犁」そのものとして、研究や農政の分野で立ち上がっていった過程の背景として、すでに「犁の歴史と渡来・普及」という枠組みがあったのではないかと仮想したためであり、中国の史的状況をおさえるのは、その準備作業として渡来の際の「原型」を一瞥するためである。ゆえに、本項では「東アジアにおける犁の歴史および分布」として改めてまとめ上げることを目指すものではない。さらに犁の美術・風俗的図像が、実地の犁の形態を左右したと考えるところではないことは、いうまでもないことである。

犁の「渡来」の問題を扱おうとする展望を持つに際して、他の文物同様に中国と朝鮮半島への史的目配りは不可欠のものであって、天野元之助氏等に代表される文献上の研究成果を無視することはできないだろう。天野氏によると、少なくとも戦国時代(403-221 B. C.)以前から牛に牽かせた犁があったことが「管子」等の文献により想定されており⁽¹⁷⁾、また華北地方を中心に普及していた鈍角状の鉄製犁先が、漢代(202 B. C. -220)には正三角状の深耕が容易なものへと改良されていったことなどが豊富な出土品から考えられる⁽¹⁸⁾。図. 1は、甘肅省武威県の前漢墓より出土した加彩木製牛犁だが、既に長床犁が登場している点が興味深い⁽¹⁹⁾。一方、当時の皇帝の事蹟の中に犁に関係する記事を求めると、「漢書」で昭帝・平帝が、「後漢書」では有名な光武帝そして章帝・和帝などが辺地勸農策の一つとして犁牛を与えその農法を指導している。さらに恒帝の代に撰された「政論」では「今、遼東の耕犁は、轅の長さ四尺、廻転相妨ぐ。既に両牛を用い、兩人が之を牽き、一人が耕を将け、一人が種を下し、二人が耨を挽く。凡そ兩牛・六人を用い、一日纔かに二十五畝を(わが約一町一反五畝)を種う」(後述「齋民要術」耕田第一に引用)と記しており⁽²⁰⁾、作条用の犁が2頭の牛によって牽かれていたことが分かる。

このような出土品や記録は、犁耕が未だ王権に属する先端技術であり勸農政策の目安であったこと。そして犁は乾燥地農法の確立していたメソポタミア・西アジア方面から渡来した「アード(ard)犁」に由来する、犁へらを持たない作条犁である一方で、長い床を持っていた可能性を示

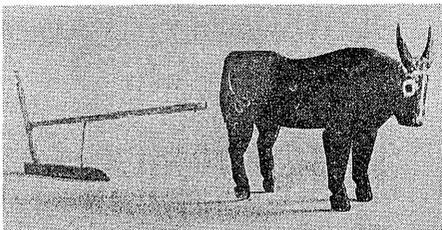


図. 1 : 注(19)より

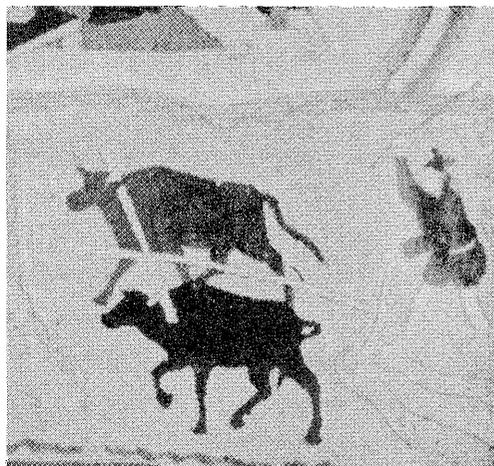


図. 2 : 注(24)より

唆するものといえよう。乾燥した土地では、地中の水分の蒸発を防ぐために土壌の深耕や反転は禁物である。犁が西方から渡来したにせよ、或いは中国独自に「鋤」（シャベル状の人力のスキ）から発達したにせよ、犁耕の中心地であった華北地方では進行方向の安定に優れた長床犁が創案されていたといえるが、三国・晋・南北朝（220—589）の頃になるとさらに犁へらを長い床に取りつけて土壌の反転を可能とした独自の犁が登場することとなる⁽²¹⁾。6世紀前半（後魏）とされる「齊民要術」には、この反転犁を大前提とする「平面耕」あるいは近代以前の日本では、ついに定着しないままに近代を迎えた地域すらあったという「畦立耕」とも解釈し得る⁽²²⁾ 記述がみられるのである。

そして唐代（618—907）になると、陸龜蒙の「耒耜（らいし）経」（9世紀前半か）が江南・浙東地方の水田犁に関して記述するところとなる。ここでは犁先・犁へら・犁床その他11の部材について解説しており、犁柱が支える犁轆（練り木。長さ9尺：264.5センチ）を楔の加減によって上下に振らすことで、耕深を可変にした高度の長床犁があったことが分かる⁽²³⁾。

この長床犁は、四角の枠を構成する長大な犁を唯一頭の牛で牽かせたものであったが、西方の乾燥地での単純な「アード（ard）」犁が、中国に渡来して水田に降りる過程で一種の四角犁として、独自の形態の変化をきたしたものと見なすこともできるだろう。またこの犁は、水稻農法を軸とする江南地方の開発につれて南下していったようだが、西から東、北から南という大まかな発展・伝播の道筋がここでは考えられるところだろう。そしてこのような展開をとげた中国の犁は、一種の美術的表現様式として宋代（960—1279）以降発達する「耕織図」にも登場し、先進国における代表的な犁として技術的さらには通念的にも我々日本人の間で受容されるまでになるのである。

しかしながら、北宋（960—1127）の敦煌莫高窟壁画図（図. 2）では、一見して水田用の無床犁と想定し得る犁が描かれている。これは長い練り木を2頭の牛で頸索法にして牽く犁であり、渡来したアード犁のこれまた典型的な発展例でもあり使用法の一つといえる。このことから、床の「長床犁化」が南方水稻地帯への適応の唯一の前提であったと断言できないこと。そして犁



図. 3：注(17)より

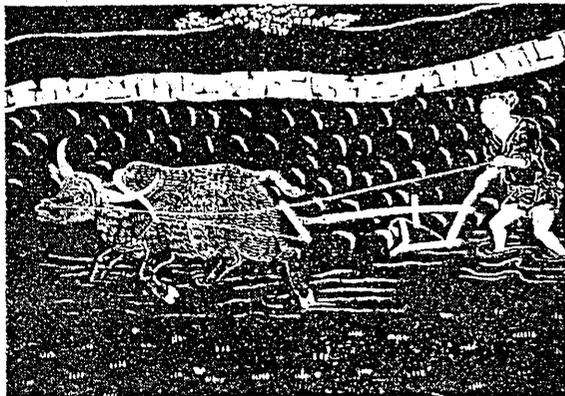


図. 4：注(17)より

身と練り木の2材で構成される西方のアード犁を「原型」として、数点の部材で構成された長床犁へと単系統的に「発展」したばかりではないこと等が分かる。新関・下田両氏は、アード系の犁の前述のような索引法では、完全な反転耕起より隔条用により好適であったと想定されており、また南アジアで発達した水田無床犁（恐らく2頭牽の無反転アード）の北遷の可能性を指摘されていることも重要である（24）。

手元にある中国での犁耕の図像を見わたして、比較的明瞭に反転ヘラを確認できる長床犁を、1頭牽ではなく2頭牽にしているものは図. 3の山西省平陵県後漢（末期）墓壁画（画像石）。内蒙古自治区和林格爾後漢（末期）墓壁画および唐代の敦煌莫高窟：第445窟（25）の三点のみである（26）。他に幾多の例もあるが、左右2頭牽での場合は、反転ないし畝立てを施した跡を踏み荒らすことは避けられない。中国で反転犁が発展するには、別に牽引法の発展が前提として必要であり、双方の犁は牽引法からして異なる隔絶したタイプと思えぬでもないのである。仮に一系統のものから両者が分化したとしたら、その説明としてはアード犁が前項Ⅰ-Ⅳ型のような「三角犁」へと構造が改善されて存続し、一方では数種数頭の家畜を混成して牽かせることから、2頭そして1頭牽へと単純化するなかで、三角犁より安定した四角枠の長床反転犁が創案された、と説明することも可能である。また前者が南アジアからの北遷だとしたら、この様な説明自体が無用のものとなって、四角枠の長床犁はやはり中国独自の役畜法とすることができるだろう。

しかしここで確認すべきは、いずれにせよ両者は同時代に並行して「分布」していた犁であり、それゆえその「分布」から各々のタイプの「進化の道筋」を想像して、現行の犁の優劣を判断することは出来ないということである。これらの点は改めて後述するつもりだが、近代日本の農法研究や農政の分野で九州北部の特定の犁が「原型」あるいは「犁」そのものとして注目を浴び、彼ら指導層が構築した特異な「農具世界観」の拠り所となっていたように思われる。その過程において、農具としての犁に対し特異な観念上の「変形」（在来犁の実情に関する「誤認」や「無知」という意味ではない）がなされたと考えるのだが、例えば農民の犁耕の有り様を見たことの無い宮廷の絵師が犁を描く際にも、仮に実物の犁を写生したにせよ、上流人としての彼なりの変形が見られるのは当然のことであろう。そもそも観察・説明するということが自体が一種の変形で

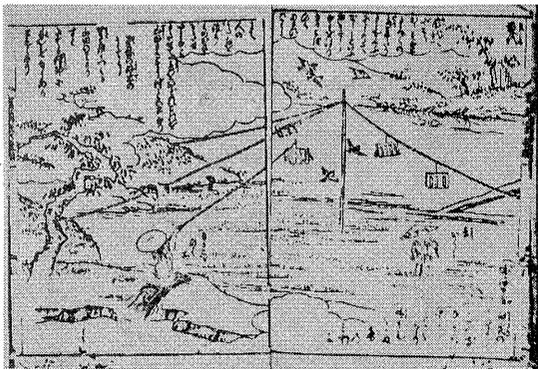


図. 5：注(30)より

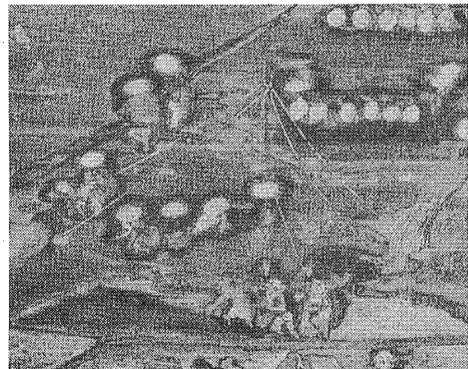


図. 6：館林市駒形神社（部分）

あって、例えば「写真」に文字どおりの真実のみを見る者は居ないであろうし⁽²⁷⁾、犁の研究が文章として紙の上に筆記され始めた途端に、その意味での変形が開始されるのだとさえいえよう。

ともあれ、先述した宋代の「耕織図」に、美術的な表現の道具だてとして犁が描かれるようになったことは、本稿でのこのような関心において好個の材料を提供するものといえる。漢代の墳墓には、先の画像石のような風俗趣味に由来する犁耕の図像があったが、他に壁画などにも娯乐的そして儒教的な勸戒の立場からのものが登場するようになる。渡部武氏によると、有名な司馬遷の「史記」列伝などに見る物語的要素の濃い挿話での生き生きとした会話の部分は、或はこの時代に演劇の類いがかかなり盛行しており、その躍動的な様式を史書に摂取したのではないかという。となると墳墓のなかの図像に「史記」に取材したと見える歴史的なものがあつたとしても、それは当時の演劇の出し物としての風俗画であつた可能性も否定できないのである。

既に戦国の「神話」の時代を超えたところにあつた漢代はまた、絵の技法が非常に充実した時代でもあつたが、建安10年(205)のいわゆる薄葬令以降、そして仏教の影響もあつてむしろ貴族趣味的な定型化が進み、風俗画としての水準は一旦下降したようである⁽²⁸⁾。ただし魏晉時代3-4世紀の甘肅省嘉峪関墳墓には夥しい数の風俗画が描かれ、やがて唐代(618-907)の敦煌壁画という大輪の花が咲き誇つたこと。そして朝鮮半島の高句麗が、このような漢代以来の脈々たる伝統のよき継承者として、我が国の九州北部の裝飾古墳の四神や月象のモチーフにも影響を与えたという渡部氏の想像があることも銘記しておこう。

ところで、江南地方には漢代の犁耕の図像は発見されていないようである⁽²⁹⁾。しかし所謂六朝の永い期間を経て揚子江下流域に政治文化の中心が形成されるにつれ、この種の風俗画に今度は「勸農」鑑戒の趣が付加され、同時に「詩經」などの古典に寄せて描いた作品が支配層で珍重されるに至る。一方、南北朝時代(5-6世紀)末期になると、このような趣旨を含みつつもさらに実地の農村風俗にまで取材した分野が形成され、隋を経て唐に到る時代に漸く「田家風俗」の一様式が確立されるに至るのである。それは、既に定着していた古典趣味に基づく詩画一致の勸戒図様式や農民風俗画の伝統上にあるものであつて、南宋の紹興2-4年(1132-1134)に描かれた有名な樓璣の作品「耕織二図詩」は、このような歴史を背景として登場したのである。

残念ながら、耕織二題のうち本稿が最も関心を持つ耕図の方は既に失われ、元代(1179-1268)の程榮による模本ないし後世の乾隆14年(1769)に勅令によって復刻された石刻本(図. 4)で伺うのみとなっている。ただし跋文は伝えられており、これによると彼は稲作と養蚕技術の先進地であつた臨安於潜県(現在の杭州付近)県令であつたとされ、優れた地方官として農桑の実情を視察した経験が、耕図21場面・織図24場面に五言八句の詩を付した本図を構成させたものという⁽³⁰⁾。先にも触れたように、この表現様式は一面で勸農にあたる為政者の心構えを示す勸戒的目的を持ったものであり、この時代に普及した統治思想の表現様式でもあつた。なかでも当時の北宋(-1127)の太宗が後蜀(934-965)の君主孟昶の作による24の戒石文から、「爾俸爾禄 民膏民脂 下民易虐 上天難欺」という四句十六字を撰し、その石碑を宋代の郡県役所の前に建てさせた事蹟はよく知られているところだろう。

このようなものの現存最古の例が「耕織二図詩」であった。「篤意民事 慨念農夫 蚕婦作苦 究訪始末 為耕織二図」という先の跋文からは、いわゆる農書にも通じる写実性をさえ備えていたことが想像されよう。事実、上記24場面は実際の作業手順をそれなりに追っていたものではあったのだが、この作品は彼が地方官としての功績を評価され、高宗の引見の榮に浴した際に宮中へ貢納されることとなる。その奥深く納められた本図は、やがて皇后の高覧に供すべくその織図のみ摸本が作製され、能筆で名高かった皇后が各場面に題字を記し、これが後世の支配層にとっての鑑賞と模写の対象となるに到るや、それは当初の写生的要素を脱却した独自の「変形」の道を歩み始めるのである⁽³¹⁾。

「二図」のその後の摸本としては、背景の簡略化と作業風景の精密化というアレンジがなされたという元代(1179-1268)の程榮の摸本。13世紀初めのもものとされ、後述する我が国の狩納派が「四季耕作図」を流布させる際の根源的手本となったところの、梁楷の作と推定されているものなどがある。これらはいずれも犁耕の図像としての史料価値が、文字どおりの原典に比して質量ともに低下したものであって、同じ系統の復刻本として(伝)梁楷画同様の影響を我が国に及ぼした明代・天順6年(1462)の王増祐による木版本などもまた同様ではあった。

さてこれと同じ頃、京都東山いわゆる銀閣寺の地に最晩年の足利義政が文明14-延徳2年(1482-1490)にかけて造営させた東山殿の常御殿には、その壁画に「耕作図」の描かれていたことが「君台観左右帳記」「蔭涼軒日録」といった文献から伺われる⁽³²⁾。これを描いたとされる御用絵師・狩野正信(1434-1530)は、造営工事の美術監督の役にあたった鑑岳真相(相阿弥:1155)から、先の(伝)梁楷画を貸与された可能性も有るという⁽³³⁾。この「真相」とは、足利將軍家の同朋衆として代々調度品や書画など唐物唐絵の目利きを努めた阿弥派三代目の人物であり、絵画方面の権威者として「国工」「国手」とさえ称され、狩野家がひとかどの画派として立ち上がっていった最初期の顧問として、正信の子・元信(1476-1559)を親しく指導するなど大きな影響力を持っていた。彼はこれと前後する延徳元年(1489)に、既に「梁楷」本人の作として将来されていたと思われる舶載品を模したのだが、その跋文には「家中不出、可秘、々」⁽³⁴⁾とあることから分かるように、これが芸術的の反復と創造の間で、当時盛行した書院造での障屏画をはじめとする美術様式として定着していったであろうことを想像させる。

「真相に類す」或いは「其の筆真相より出ず」という、後世の画人たちの形容詞とまでなった相阿弥と狩野派における「真相」とは、己の技量や創造性の中でいかに手本を忠実に摸すかという問題であり、実際の農具としての犁への写実性ということではなかったことは言うまでもないことである。四国・関東などの、極く限られた地域にしか報告されない少数事例を除いて、我が国の犁は耕起した土塊を犁へらによって進行方向左側に反転するものだった。反転犁は、へらによるこの作用を助けるために反転方向に傾けて構えられるが、犁の後ろに占位する使い手は、我が国ではそれゆえ左手に犁を持ち、牛馬を御す手綱や鞭は右手に握るのが常だった。

南宋の「二図詩」以来、中国の摸本は左手に鞭を持って江南独特の水牛1頭を御す図像が支配的であり、鑑賞用とはいってもこの点では農村の実態をある程度伝えたものであったろう。有名

な大徳寺大仙院客殿札の間襖絵などを代表とする一連の摸本群を製作した京狩野派では、「真相」が教示した(伝)梁楷系唐物に依拠する摸本主義の立場を墨守した事情から、当初は日本の実態から離れたものではあったが、後の江戸近世の作品では久隅守景の「四季耕作図屏風」(図. 9: 石川県立美術館本)など流石に右手に手綱か鞭を持つものが主流となって、反転方向の誤りは正されたようである。しかしながら、それは犁の正確な図像を描こうという意志がここで新たに形成されたことを意味するのではなく、実地の写生を踏まえた副産物として、結果的に匡正された作品が増えたに過ぎないのである。

これから触れる上方での絵本や絵手本類の版行は、その元本となった狩野派独占の様式的図像が民間に流出したものとされる。ただしそれによって大きな影響を被ったという18世紀中頃以降の風俗画(浮世絵・錦絵)の領域の確立に際しても、犁の形態という農作業の実態を図像に反映させることに関する無関心は、なんら改められることは無かったといえよう。橘守国(1679-1748)は狩野派の絵師であったが、古画を模写して版行することによって、市井の風俗を背景に取り入れた多色摺りの美人画(錦絵)を産み出した鈴木春信(1725-1770)ほかの浮世絵師たちに大きな影響を与えた人物である⁽³⁵⁾。寛政後期に江戸で版行された大田南畝「浮世絵類考」では、彼は京坂の「浮世絵師」として紹介され、また天保4年(1833)の浮世絵師溪斎英泉による増補版では以下に引用するように最大限の評価を受けている。

「狩野派の骨法を不失 刻板の画に妙を得たり 精密奇巧此人より起る 刻する所数種 天保の今に至る迄盛に世に行る 書画ともに善す 文学博識の秀才なり 故に世の画師の為に 広く画法を伝え 粉本にともしからざる為にせんとて 精力を費し 図を巧 傍に其意を誌して 是を板刻せしむ 画本の著述古今に比類なし 名手世に知る処なり 土佐を始 倭絵の名家多しといへとも 其業を己に知るのみ 守国は委く人の為にせし故に 板刻画の汚名を受たり 画道にこころさし有ども 書籍見ざる俗家の者の為には 笠翁が画伝をも委しく唐本を平仮名にしるして其意を得さしむ 倭漢一画法の奥義を極め 其業に達して画本をあらわし 諸職の助となして 是が為に世上に其業の力を得る者幾ばくならん 皆此精巧に仍る 尋常の浮世絵師に列する人にはあらずといへとも 板刻の画に名を得たれば姑く爰に挙ぐ 画者の積尊とも云へき神伝の開手なるへし 門人多し」⁽³⁶⁾

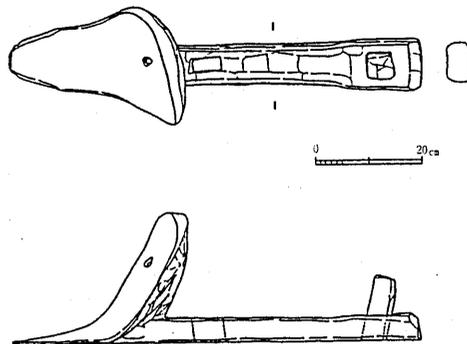
彼の作品としては、正徳4-宝暦8年(1714-1758)にかけてのものが確認されているが⁽³⁷⁾、何れにせよ秘蔵することによって画派を維持し得た狩野派にとって、種々の摸本を旧来卑しめていた板刻の世界に持ち出された衝撃は大きかった。安永・天明期(1772-88)の代表的歌舞伎役者・初代中村仲蔵は、演技に際して守国の絵手本を参照し⁽³⁸⁾、さらに明治前期の江戸考証学のサロンでは、守国は狩野派から破門されたという見解が定着するが⁽³⁹⁾、それほどに近世後期における図像メディアの存在と守国の影響は大きかったといえよう。

ところが、享保14年(1729)刊の「絵本通宝志」のなかの「四時農業図」においては、彼は図.

5のように鳥追いの鳴子のような日本的な風俗を使っている(40)。それは我が国における農村風俗画の新たな表現様式の萌芽といえる一方で、図像の還流という本項での課題として扱うことができる。渡部氏の指摘されるように(41)、地方の名主や庄屋層にまで「耕作図」が定着するに至ると、製作を請け負った地方の絵師自身、己を取り巻く実地の農作業風景を無視して手本を摸すことは無くなっていったであろう。こうして写生への傾斜が強まったのではあるが、このような地方レベルの絵師が求めに応じる場合ほど、確固たる技法や様式の絵手本に対する需要もまた一方で増加したものと思われる。そこでの写生とは、事実を再現するためのものであるより、作品の題材や道具立てを取材するための手段であったといえる。そして彼らの写生を介在させた絵手本の模写という製作過程を通して、図. 6のような津々浦々に散見する民俗文化財としての「農耕図絵馬」に、図像的影響が及ぼされた可能性は十分考えられるのである。

これまで見てきたような唐物の「耕作図」の流れを汲んでいない、13世紀後半の聖衆来迎寺本「六道絵」と応長元年(1311)の防府天満宮「松崎天神縁起」の場合は、実地の犁が写生に基いて忠実に再現されていることが河野氏によって確認されており、とりわけ前者は日本の犁の左反転の絵画史料として貴重である。また両者は、芸術から民俗の図像へという還流系とは別個の分野もあることを示すものといえるものの、図像が実地の農具の形態に影響をおよぼす可能性は薄いことは言うまでもないことである。ただし、その写生の主体が技法に熟達し得なかった地方の絵師であり、彼の手を経て一幅の「芸術作品」のなかに犁が再生するに際しては、むしろ確立した絵手本の側へと歪曲させられた、特異な「変形」が施されるという相反性が内包されていたことは再度確認しておきたい。

安定した技法と、適確な写生力に恵まれなかった犁への眼差しは、さらに「表現」という片肺を持たぬ不確かな眼差しのままで近代へと継承されていった。しかしながら、農具の記述分析という新たに確立された学問的表現様式が、近世以来の確固たる絵手本すなわち犁の参照系としての図像や、近代以降の史学や農学に由来するところの犁の「原型」観の呪縛から完全に自由であっ



下川津遺跡出土犁(報告書所載実測図)

図. 7: 注(42)より

た証拠もまた無いのである。

3. 犁の「原型」

本稿「1. 在来犁の特質と分布」において、多様性に富む犁の特質を把握する際、無床犁→長床犁という犁の「床」の長さによる分類のみでは、十全なものとはいえないことを指摘した。引用した嵐氏の仕事においても、「持立型」と「打延（うっぱえ）型」という、犁の安定性や水田耕盤の「床締め」作用による機能的区分けを先ずは大分類として採られていた点に注目すべきであろう。ただしここでは、その分類や分布の成果を犁の発展関係としてとらえ直すか、あるいは生態的に地域ごとの農業の体系のなかに位置付けて、犁それぞれの型の特質や機能を追求してゆくのかといった問題の存在を確認するとどめておこう。そしてさらにいうと、そのような発展関係と特質との考究を総合したところから出てくる「客観的」かつ分析的真實を履歴として持ち併せた一個の犁自体が、一方でそれを保持しているムラや使い手個人において、どのように評価され語られてきたのかという「主観的」で解釈的な側面も、より民俗学的な検討課題として派生さすべきものと思われるのである。

前項では、まことに不十分ながらも長床犁を中心とした犁の図像の、日本における渡来と流布の経緯をたどってみた。この図像が「農耕図絵馬」のような民俗的図像に流れ込んでゆく経緯に関しては、未だその目処さえたっていないのが正直なところではあるが、図像と実物との間の絵手本そして写生という行為の周辺にこそ、「語られる物」としての犁の「原型」が潜んでいるのではないかという筆者の仮想を、あらためて示唆したい。本項では、その点をより明確にすべく犁の諸形態の解釈ということについて考えてみたい。

日本における長床犁の歴史的歩みを辿るに際して、香川県下川津遺跡出土の長床犁（図. 7）は第一級の資料といえる。発掘の報告書と河野氏が担当者に直接伺われたところによると、年代は出土土器から7世紀代、まずは7世紀末で可能性としては8世紀中頃まで。造作は犁床とへらが一木で削り出され、材質は奈良国立文化財研究所の鑑定によってヤブツバキと同定されている。形状からみて左反転の犁であり、10センチほど先端左右の縁が薄くしてある点から、そこには鉄製の犁先が装着されたと思われる。犁への部分には小孔があるが、それが鉄製へらを取り付けるための孔であったかどうかは不明である。一方、犁柱は犁床に穿たれた長方形の孔から推測するに前傾しており、また30センチほど後ろの孔には5センチ角の正方形断面の犁柄が後傾して差し込まれ、これは約13センチ残存していることなどが分かる⁽⁴²⁾。

犁柱の前傾が、背後からへらを支えるための意図を持っていたとしたら、この製作者は反転用の犁への機能をよく理解し、尚かつその機能を発揮させるに十分な強度を多少なりとも弁えた人物といえよう。椿材という強固で均質な用材の適確な選定眼が、この反転への造形へのこだわりを物語っているようでもあるが、へらの補強の意図が無かったとしたら、それはむしろ故国での形態を忠実に模した結果とさえ言えるのかもしれない。鉄部の質と形状が不明なのは残念だ

が、何れにせよそこには高い加工技術の体系が在ったことを示すものだろう。

仮にこのような人々が瀬戸内の豊富な用材に恵まれ、敢えて一木造りで製作したものと想像した場合、その地方には反転耕が確かに定着していたとさえいえるだろう。畿内に官田を置き、2町歩ごとに1頭の牛を配したという「養老田令」にみる8世紀初頭の記録。あるいは奈良時代末の宝亀3年(772)の藤原浜成の歌学書「歌経標式」に「春日山峰漕ぐ船の薬師寺 淡路の島の犁(カラスキ)の耳(ヘラ)」という意味不明の歌があることも、この時代が犁耕の定着の時代であったことの傍証になると思われる。

河野氏のこの論文では、上記出土品が反転長床犁であるという中国的事物の一方で、それが左反転という日本の事柄であった点を、当時我が国の手本だったという随・唐時代の中国にも左反転の事例が多くみられた証拠と解釈されている(43)。立論の出発点となった「絵因果経」は、醍醐寺報恩院本の銘から奈良時代の写経生によるものであり、字体は天平勝宝(749-757)以降の書写を物語るという。正倉院文書中にも「画因果経」「絵因果経」などと記載されており、その内の「牛耕図」(図. 8)は京都・上品蓮台寺の蔵するところとなっている(44)。

氏は文中で、橘守国の「絵本通宝誌」の中から実地の写生に基づいた一例として、犁耕の部分(図. 9)を掲載されている。確かに上方の絵師による写生らしく左反転の長床犁が描かれており、初期狩野派が当然のこととして「耕織二図詩」系に支配的だった右反転を模したのに照らした場合、前項でも取り上げた守国の特質がよりよく理解できよう。ただし注目すべきことは中国での左反転の図像例も多いのであり、この点を氏は4点の掲載図によって示されている。この中には「二図詩」系の、清代における模本として有名な「康熙帝御製耕織図」(佩文齋耕織図: 1696年。図. 10)も含まれているのが興味深い(45)。作者の宮廷画家・焦乘貞が山東済寧の出身で、これが西洋画の遠近法まで応用した新趣向の作品であった(42)点からして、北部中国の写実の可能性が浮上してくるようにも思われるからである。

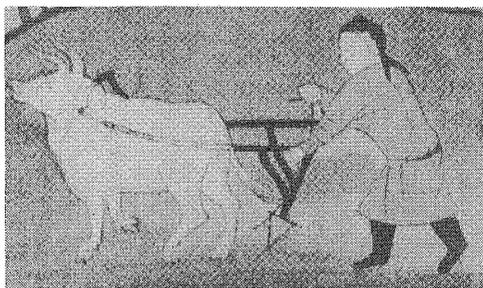
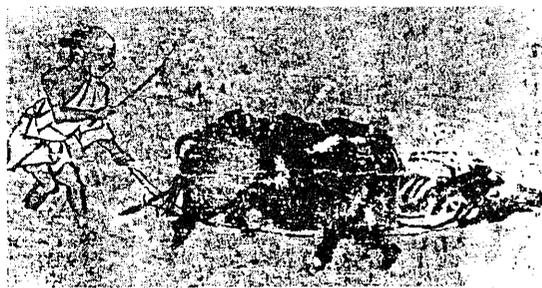


図. 8 : 注(25)より



久隅守景「四季耕作図屏風」(石川県立美術館本)

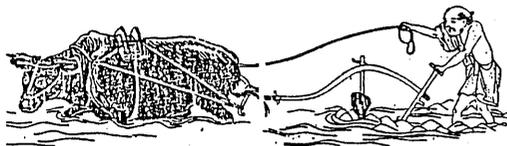


図. 9 : 注(25)より

橘守国「絵本通宝誌」(1729年)

写実性の薄い蓮台寺本「牛耕図」は、このような考察において資料価値が見いだされのだが、とまれ氏は左反転であった先の出土品が、北部中国直系の模造品であった可能性も併せて提示することにより、長床犁の本場で左右混在していた可能性を指摘されるのである。しかしながら、左反転が支配的である我が国の犁の流れにおいて、このような7世紀代という早い時期の模倣の影響は大きいとはいえるものの、一方で既に我が国において左反転の犁耕文化が定着していた可能性も否定できないだろう。具体的には、中国系の反転長床犁に先行して朝鮮半島の犁耕が渡来しており、これが左反転であった可能性である。

長床犁の反転方向に関しては、「中国の長床犁は右反転」という固定観念が存在していたことが河野氏によって指摘された。その真偽は比較民俗学的実証研究に委ねるべき事柄ではあるが、いま筆者の言及した半島渡来の犁が左反転であったという想定も含めて、何ゆえにそして如何にしてこの種の固定観念が形成され定着したかという問いにもまた、民俗学上重要であろう。次項で扱う九州北部の無床犁は、朝鮮半島部での在来犁に形態が似ていたが、その渡来の問題も含めて「犁」がどのように評価され語られてきたのかという本項での「主観的」かつ解釈的側面においても、朝鮮系の犁もまた大きな問題といえるのである。

ここで「朝鮮系」とは嵐氏の分類によるⅠ型（含、Ⅱ型）であり、九州北西部および壱岐・対馬・五島列島そして山陰の隠岐などに分布する点から、朝鮮半島からの渡来が推測されている犁である。これはまた同地域の乾燥した畑地に多く分布しており、反転犁というより作条用としての用途が優先していたふしもあることなどから、これが朝鮮畑作系という地理的・生態的見地から判断された所以であろう⁽⁴⁷⁾。さらに、北関東（上州）および房総地方のオンガ（大鋤犁、Ⅲ型）も同様のものと見なした場合、古代国家の歴史と関連した「渡来系」の人々による流布さえ想定し得るものといえる⁽⁴⁸⁾。ただし応神朝、4・5世紀に遡り得るとさえいわれる彼らのもたらした犁が、朝鮮半島で生成された在来のものであったか、あるいは前漢時代以来の楽浪・帯方郡に入植した漢人系のものであったかは未だ決め手に欠いているようであって、このオンガ系の犁には未だ謎が多いものとしておきたい。

ところで、嵐氏は本稿で度々参照した「犁耕の発達史」において、朝鮮半島の犁耕に関し以下のようにまとめておられる。古来彼の地では乾燥地畑作農法が優越していたこと。その作業体系においては、牛の犁耕による耕起作業の速やかな完了が大切で、除草ほかの作業の比重は軽かったこと。このような自然の制約と農法の条件とによって、古くから犁耕の技術が必要とされていたこと。半島北部ほど犁は大型で、最大で8貫目（約30 kg）のものが2頭の牛で牽かれており、南部ではより小型のものを1頭牽きにし、日本のものはさらに小型であったこと。1・2頭牽きの境は、大体黄海道南部・京畿道北部・江原道を横切る線であったこと。実態としては無床犁が圧倒的に普及しており、ホリと呼ばれる有床犁が例外的に中部地方の水田で使われていた程度であること。そしてこの中部以北では、畑の直播きから出発し、夏季に湛水する稲作農法があったと思われるゆえ、それに適する無床犁が形態的に分化していたことなどである⁽⁴⁹⁾。

氏は戦前・戦後にかけて朝鮮総督府農業試験場裡里支場長から農林省九州農事試験場作物第一

部長を歴任されているものの、その豊富な見聞や知識が本書において「半島部の犁耕」といった独立の一章を形成していないのが惜しまれる。しかしながら、朝鮮系犁と九州北部の無床犁に関して、入手し得る限りの資料を通覧した点は随一であり、前記のまとめは完結ながらも重みのあるものといえよう。またこれとは別に、半島に面した我が国の畑作耕地において、類似の犁や耕法が採られていた場合の多いことも、両地域での伝播の関係を強く示唆するものとはいえるのだろう。

ただしここで確認すべきは、出土品や記録のような直接の証拠が少なく、例の「渡来人」の我が国における農具体系の実相も把握されていないことである。そしてそれにも拘わらず、各々の地で「似ている」といった本来は個別的な事実が間接的な根拠とされ、また「伝播」の問題があたりかたも既存の事実でもあるかの如く呼び寄せられて、東国の辺地でのオンガ犁を解釈するに「渡来人の古代史」までもが援用されてゆく過程を重視したい。本稿では、半島と我が国との交流史を否定すべき意図も材料も無いことを強調し、また嵐氏他の先学の成果を評価する一方で、「犁」を巡る言説の生成についての関心を、民俗学的手続きに乗せることの可能性を探ってゆきたいのである。

さてこのような関心において、河野氏が先の論考に於いて久隅守景を巡り指摘されたことは注目すべきことのように思われる。寛永・元禄期（1624-1704）に活躍したとされる守景は、高名な狩野探幽門下の四天王とも呼ばれ、探幽の姪を妻として将来を嘱望された絵師であった。中国風の鑑戒的要素を脱して農村（田園）風俗画としての「四季耕作図」の画風を確立した彼には、狩野派を破門された、或いは出奔したなどという説がまつわるほどに異色の人であった。狩野派との距離や後の世評にも、橘守国に通じるところがみられるが、守景の描く生き生きとした農村の写生においても、「犁」の形態は正確に再現され得るところではなかったのである。

すなわち、前項でも触れた石川県立美術館本「四季耕作図屏風」（図. 9）では、肝心の犁が棒一本の無床犁で鼻輪に結わえた手綱がそのまま引綱となって、犁に密着したシリガセを牽いている。犁先は殆ど牛の後ろ脚の間に潜り込んでいるのだが、同様の描き方による位置関係の不自然さは、ベルリン東洋美術館本・宮津市成相寺本・他の個人蔵本等にも伺われるようである⁽⁵⁰⁾。氏はこの点について、水牛を鞭で追うといった概略の図柄は修行で身につけることが出来るものの、農業技術に属するところの犁の形態と牽引法は、実地の写生に拠らねば正確な再現は不可能であることの好例であると解釈されている。

農民以外の者にとって、犁とは恐らく木製の農具を家畜に牽引させる類いの具体的な形を成さない認識にとどまっており、これを写生に拠らず描くとしたら、先端に鉄製の犁先を装着したシャベル様の棒の中段に、引綱をつけて牛に牽かせる図が出来上がってしまう可能性さえ想定されるのである⁽⁵¹⁾。氏は、先の「絵因果経」の蓮台寺本「牛耕図」（図. 8）が、このような解釈と全く同じ形態に描かれている点に関して資料的価値を見い出されたのである。絵を描くことは、先ず何よりも舶載の手本を模すことであり、写生は個別的な顧客の注文に応え或いは新趣向を取り入れて絵師としての生命を保つ必要に迫られて初めて実行されるものであったろう。

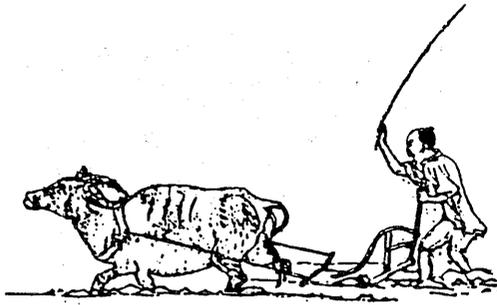


図. 10：注(25)より

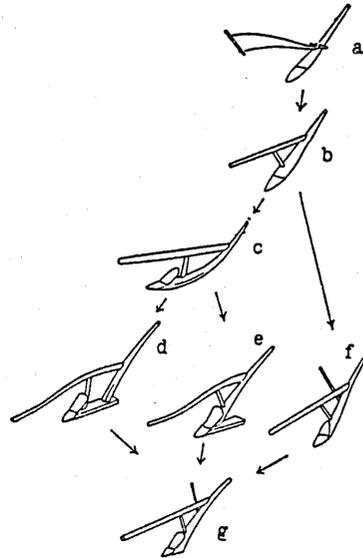


図. 11：注(4)清水 a より

近世後期の守国は兎も角として、17世紀後半の守景の作品では先に指摘されたように写生の成果は犁の図像に反映されていない。これは例えば唐棹（所謂クルリ棒）等に関しても同様であって、予め実行されたかも知れない写生が、必ずしも「事実」を絵の上に再現するためのものではなかったことを物語っている。さらに田園風俗に明るい地方の絵師が、その都度几帳面に写生を実行していたかは疑問であり、小道具としての個々の農具の細部は曖昧なままで済まされた可能性は大きいのである。このように、写生と作品との間に絵手本が大きく介在していた当時の製作現場では、「犁」が作品に描き込まれるに際して、その「原形」像とでもいったものが絵師自らの参照系の中から呼び起こされ、画面に再現されるという手続きが踏まれていたのではないか。

この「原形」とは、日常レベルでの認識に基づく「犁」観であって、所謂固定観念の一種ともいえようが、既に確定していた認識や解釈が図像に表現されるといった一方通行の源泉にあたるものではない。むしろ絵手本への参照も含む日常的で広範囲な意味での接触や、写生という特別の意図を持った観察などを通じて入力された犁に関する情報が、逆に接触と写生の質や視線に影響を与えるといった相互作用の性質を備えた参照系が構成されており、キャンバスと対面した絵師がそこにおいて発見したものが「原型」なのだと考える。参照系とはこの意味で、情報の遣り取りの結果「犁」が誕生する場であり、これに対して絵手本とは情報の一方通行という特質しか備えない収蔵庫とでもいえるかもしれない。

仮にこの「原型」を伺うとすると、生産された図像が絵手本や実地の犁から離れていればいるほど、むしろ上質の資料であるということができよう。それは先に述べたように、「主観的」で解釈的な側面こそ、より民俗学的な検討課題であると考えられるからであるが、本項では、以上のような関心から清水氏⁽⁵²⁾による日本の犁の「発展系統」(図. 11)とでもいった仮説を扱い、

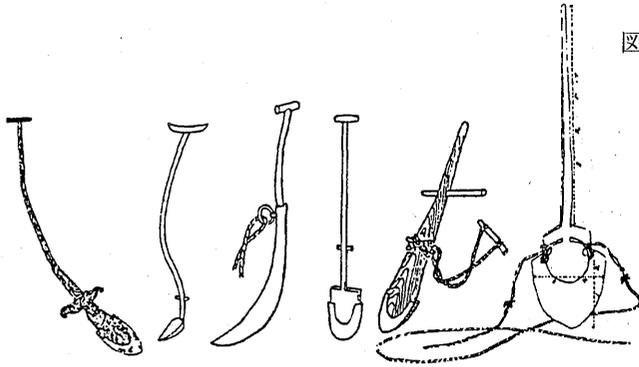


図. 12：田中「我が国の犁の起源及び明治維新迄の発達
の経路に就いて」
（「農業機械学誌5-3」昭和16年）より
ただし右端のみ「朝鮮の在来農具」
（朝鮮総督府勸業模範場 大正14年）より

ひとまず締めくくりとしたい。

氏は自ら「想定」と断りつつも、有名な正倉院御物「子日手辛犁」(53, 図. 12左端)のようなシャベル形の「鋤」の柄の中程を牽かせたものを母型として、前記嵐氏によるⅠ(O)型様の犁から「長床犁」としてのⅢ型へ、そしてこれを母型として長床・四角のⅤ型が、さらにこれを母型として九州北部のⅡ型短床犁が「発展」したと想定されている。「発展」したⅤ型長床犁が、近代の改良型短床犁の母型を産んだ九州北部において普及しなかったのは、「操法の鍛練によってその欠を補」ったからであり、それ以外の地方に様々の犁が並行して分布するのは「犁耕の遅れた地帯では後々まで旧段階の犁を用いている」からであるという(54)。氏の論法においては、「遅れた」地帯では各地域が「進化の袋小路」のごとく犁の旧態を墨守し、「進んだ」地帯では順調に「発展」が進んで形態の更新が行われるという大前提があるかのようである。

ところで、このように日本国内で自律的に犁の形態が「発展」し新規の犁として変形が行われるとしたら、今度は玄海灘や日本海を跨いで渡来した犁の伝播普及論(勿論その「中央」は中国・朝鮮半島だが)は単純に成立し難いことになる。そして同じ論理で国内の「分布」も単系の伝播普及論で割り切れないことが明らかとなろう。地域毎の形態の違いや「分布」の多様性は、「変形」のさまざまな可能性の中から、特定のもの各々の土地で自律的に選択された結果でもあるのであって、家永泰光氏は日本の各型の犁をアジア各地の事例の中に見いだされているのである。そして更に問題を複雑にするのは、このような個別地域ごとの自律の可能性は、大陸・半島の影響や国内での伝播普及という定説的な可能性とも共存できるということなのである。

先に「原型」と参照系とを巡る一つの考えを提示したが、個々の作品に登場した犁の問題は、情報の収蔵庫としての絵手本から各々どれだけ隔け離れているかということではなくなるだろう。そして犁の「原型」がこのような場としての参照系においてそのつど生起されるものとするならば、同様に諸民俗ないし我が国の諸地域において農具としての犁が別個に変形されてゆく際にも、日常的知識としての形態・構造上の選択の幅(可能性)が既に彼らの参照系に入力されていたような中から犁の「原型」像が生起し、新型の犁が誕生したのだということが出来るかもし

れない。個別地域ごとの自律的変形と、他所からの伝播普及とは、このような意味での参照系が双方共に呑み込み得る事柄なのであり、伝播普及ということそのものもまた自律的変形の一つであったとさえいえるだろう。

それゆえ犁の「原型」こそが民俗学の中心課題であり、「収蔵庫」の犁の解説はそのための基礎資料なのだと思う。それぞれ実地の犁と図像、絵手本と作品とが隔け離れていなければならないほど好個の資料となるのと同様に、我々の民俗学の前に残された犁と過去における研究とが隔け離れていなければならないほど、それは犁の「原型」を民俗学的に解明する際の好個の資料となり得るのである。古代史的研究方向が、無意味というのではないことは再三断っておきたいものの、比較文化の学問が、我が国の在来犁の考究にあたって「正倉院御物」や「渡来人の古代史」といった珍宝の「収蔵庫」を開帳し「犁」の祖形や発展を究明する方向をとるとしたら、このような意味で民俗学上の絶好の研究資料を提供してくれるものといえよう。

4. 誕生する「犁」

反転へらの存在を物語る、陸亀蒙「耒耜経」の「耒(らい)」とは軽く湾曲した二股の作条具であり、「耜(し)」はシャベル様の平葉な先端で、鐸を備えやはり湾曲した耕具で畝立にも使用されたというものである⁽⁵⁶⁾。この耜の類例としては、前述の正倉院御物「日手鋤」が中国の甲骨文字の研究家にも挙げられているのだが⁽⁵⁷⁾、留意すべきは西山氏の著作を通覧する限り、「文字の本場」での膨大な研究の中で、所謂「鋤」や家畜に牽かせる「犁(からすき)」の機能を充てられていないことである。何れにしてもそれらは殷周時代のことであって、「手鋤」を犁と見なすには根拠が不十分のようである。

ところで、先に引用した河野氏及び木下氏の論文で整理されているように、我が国ではこの「手鋤」を牛に牽かせる犁と見なす考えが、80年以上もの永きにわたって引用継承され続けてきた。図. 12は文献に登場したシャベル様の在来農具(除、「手鋤」)であるが、一人がこれを耕地につき立て別の一人が綱で引いて土を持ち上げるものだった。ただし用途は農耕に限定されておらず、まさにシャベルとして作条や溝掘りにも使えるものであり、農具としてのみ扱われてきたわけではない。また日本と朝鮮半島のみならず西アジアでも見られるものであって⁽⁵⁸⁾、これが犁の起源にあたる極めて古い要具である故に広範に分布したというよりは、掘り棒に引き綱をつけた呈の単純で汎用性に富む要具であったがために、諸民族の伝承した参照系にも容易に浮上し得たと考えられるのである。

シャベルないし人力の耜(すなわち鋤)が、牛に牽かせる犁と誤解されるに到った背後には、考古学と農業史学とが未分化の状態で初期の成果を永年継承し、また内容の成否を問わなかったことが逆に権威を生むという、制度上の問題もあったようである。そこで先ずは木下氏の論文に拠って、次のような事例を援用することとしたい。すなわち明治3・4年頃、中国山地の島根県匹見町大字広瀬というムラで、「杜神の塚」と伝承される塚から室町期とも想定される三角形の

鉄製の犁先が発見された。これは地元の農夫が新田を開墾するにあたって、塚を切り崩した際に時期不明の鉄製鏃、鉞、鎖鎌、そして戦国～近世期と思われる（これは木下氏によると、古代では無いというくらいの意味でしかなさそうだが）槍の穂先等々が「俵一杯」も掘り出された物の一部だった。農夫はこれらを近在の古物商に「生姜一俵」で譲ったが、官憲からの後難を恐れて買い戻し、県当局に届け出たという⁽⁵⁹⁾。

この時の犁先は、やがて明治34年（1901）、沼田頼輔氏が「古墳発見に係る農具に就きて」（『考古界』113）を発表することによって、学術的な価値を獲得することとなる。そこでは「石見国美濃郡広瀬村の古墳より発見せるものにして、帝国室博物館の所蔵に係り」（⁶⁰）と報じ、「手鋤」及び絵因果経の「牛耕図」双方も併せて掲載された。この段階では三者は必ずしも犁と断定されていなかったのだが、「牛耕図」の呪縛は大きく、学会ではこれ以降八木英太郎（大正3年）氏を除いて高橋健自（大正2年）・後藤守一（昭和2年）といった諸氏による「犁説」が優勢を占めたようである。そして、戦後最も有名な概説書の一つとなった小林行雄氏の「日本考古学概説」（昭和26年）では、これを巡って「（古墳）後期には唐鋤状の鉄器の存在も知られている」（⁶¹）との解釈が施されるに到り、決定的な定説と化すのである。

一方、このことはまた農業機械学の分野でも同様であった。鳥取高等農業学校に奉職した田中作治郎氏による大正2・3年（1914・15）『考古学雑誌』（4-5・11号）の「本邦の古代に於ける須岐久波、及び加良須岐の区別に就きて」において、沼田氏の解釈をそのまま採用し「石見国美濃郡広瀬村の古墳より掘出されたる鑄鉄製の遺物（中略）は、加良須岐の刃なりしならん」（⁶²）と、先ずはこれが家畜に牽かせる犁であると追認された。ただし、同様に追認された「牛耕図」が農業史の形態分類によると所謂無床犁にあたるものであった点は注目すべきことであって、我が国の農業史学における無床犁の原型は、ここにおいて「正倉院御物」はおろか古墳時代にまで遡ることとなった。

そしてその後の研究は、図. 11のごとく無床犁→長床犁という「発達過程」を追加したのだが、それは幾多の図像に登場した西日本先進地での長床犁との発展関係なり整合性の実証を欠いた作業であり、地域ごとの自律的変形の可能性が勘案されない発展図であった。明治期の報告以来、民間伝承の「杜神の塚」が考古学上の「古墳」とされ、「牛耕図」に引きずられる形で犁による畜耕説が強調され、さらには「それは古墳時代であった」という学説にまで変形された揚げ句に、「無床犁」という特定がなされた。あたかも資料を収蔵庫から逐一持ち出して来るような一方的な情報の流れのなかで、ついには「長床犁の原型としての古墳時代以来の無床犁」という「犁」が新たに「誕生」させられたわけであるが、本稿の関心からはこれを誤りとして単純に片付けることは生産的な仕事ではないだろう。

I (O) 型と嵐氏が分類されたこの無床犁は、その実状の把握は未だ現地調査の余地があると思われるものの、西日本の日本海沿岸に分布した畑作系の在来犁も類例とするものであり、地理的な朝鮮半島との繋がりにはやはり無視できない。ただしこのような無床犁が、以上のような「完備した履歴調査」によって犁の原型と見なされた学界上の出来事は、収蔵庫の資料がそのつど新

たな価値を付与され、再発見され得る物体でもあることを物語っている。犁はこの意味で「誕生」させられるものであるが、次ぎに同様の無床犁が「筑前改良抱持立犁」として近代の農政当局によって「誕生」させられてゆく過程を略述して本項を終えることとしたい。

明治20年代から大正末期までの30年間余で、米の反収は36%の増加を記録したが（農林省農政局、昭和7年）、その躍進の原動力の一つとなったのがⅠ（〇）型の一種である「筑前改良抱持立犁」であった。ただし、実のところは東日本の広大な穀倉地帯に抱持立犁を導入するに際して、馬が踏み入れるように湿田を乾田化せねばならず、この湿田から乾田へという土木工事（排水工事）の普及によって土中の養分の分解が進み、収穫が上がったという側面も大きかったのである。また鍬中心の在来農法にあっても、より深く耕し十分な肥料を施せば一定の収穫増が期待できることは経験的に知られており、訓練次第で一層の深耕化とその拡大を達成し得るこの無床犁の導入が肥料の増投を可能にし、なおかつそれに耐える新品種の撰出もあって増収が達成されたこと等は先ず留意しておきたい。

しかしながら、この犁は近代日本における農業の「学問」を主導した駒場農学校のエリート学士連をして「本邦未曾有の宝典」と帰依せしめた、お雇い教師 M. フェスカの「日本地産論」（明治24年）において在来農法の中から唯一評価を受けた農具であった。そしてこのことは、林遠里なる元福岡藩士が設立した勸農社という私塾での馬耕教師の養成・認定と地方派遣という特異な制度の中で近代的教具として公認される際の、何よりの後ろ盾となったのである。以下、当局者や老農たちによって「抱持立犁」と通称されたこの九州北部の在来無床犁が、東日本にまで奨励普及された近代農具となってゆく特異な足跡を辿ることとしよう。

林は、「農業全書」の宮崎安貞同様に元福岡藩士であったが、齢41歳にして廃藩置県の変革と遭遇し、これと前後して農を生業とするに至った人物である。官制の近代農政が未だ十分な成果を発揮し得なかった明治前期の農業界にあって、在来農法の先近代的洗練を達成し民間で実践・普及活動を展開した「老農」と呼ばれる在地手作の篤農家たちが各地に輩出したが、彼は西日本各地の旅を通して看取した新しい農法と、武士として身につけた「学問」的素養と人脈をもとに「明治三老農」とまで崇められるようになる。

彼は武士を捨てて農業研究を開始した明治3年に、春生秋熟の作物は播種に先立って種子に寒気を含ませるべく寒水に浸すという「寒水浸法」を編み出した。さらに加えてその種子を土中に貯蔵し、僅かに発芽させたものを播く「土囤法」も発明し、両者の併用によって得られた種子の試用を近隣各村へ依頼する一方で、同10年には「勸農新書」を著している。同14年の内国勸業博覧会で、その種子とともに進歩賞および褒状を受けた彼の農法は、同書において「自然の理法」「天地陰陽の思想」を強調しているように、明らかに近世的な説明原理の枠を出ない在来農法の亜種に過ぎなかったといえよう。

しかしながら、彼の普及させた「抱持立犁」による馬耕と雁爪（蟹爪）による除草は、実践とはかけ離れた思想の入り組みにくい農具によるものであって、先の二つの発明の欠陥を当座の間繕うに十分な優品だった。本項では、雁爪そして苗の正条植という彼の普及させた技術は措いて、

「抱持立犁」による馬耕に限定して文を進めることとするが、これら技術の普及に際して明治前期の老農たちが関与した方法は、近代における在来農法の、権力による囲い込み、すなわち発見と「誕生」という問題を考えるに好個の材料といえるのである。

幕末から明治初期にかけて各地の篤農家による実践や改良普及が相次いでいた。これは各地域内においてあまたの篤農家を生成・組織させるきっかけとなり、明治10年代に入ると愛媛県を皮切りに多数の農談会が結成されてゆく。同14年、浅草本願寺で官界・政界の大名たちの臨席のもとに開催された全国農談会は、事前に国家が作製していた全国老農名簿にもとづいて彼ら篤農家を招いたものだったが、このことは各地の農談会や篤農家の技術水準の高さと同時に、駒場農学校など国家の農業部門の水準の低さを物語る出来事だった(63)。

彼ら篤農家たちは「書くこと」を通して他者を教導することをせず、ひたすら実践とその成果を通して、今や個人に所属するものとなりつつあった新案の農法の優位性を示した。「老農」という特異な呼称が当時流布し、国家のそれを上回る権威を持ったこの時期において、林が自らの農法普及のために明治16年に早良郡入部村重留に創設した「勸農社」は、全国を席卷した福岡農法の一半を代表する存在だったのである。彼は明治22年、「老農」の代表として独仏米の農事視察団に加えられて洋行するほどに重用されたのだが、翌23年に勸農社員大集会を催して大々的に規模・組織を拡張した。重留の社内に9棟の建物、3カ所合計23町歩の試験農場を擁すこの私塾からは六百余名の卒業生を出して、その内452名乃至464名が「実業教師」として各府県に派遣されることとなったのである。

実技は勿論のこと、教師たちは先ず林が勸農社の設立に先立って講演して歩いた際の筆録や「勸農新書」等の「書かれたもの」をそらんじ、師の面前で口演してみせることが卒業の要件であった。各地から集まってきた青年にとって、馬耕の技術を習得して各地を巡回することは「書かれたもの」を己の肉声の形で持ち運ぶことでもあったのである。また、地方の村々から請われて馬耕の術を教授するには、社から嘱託書の発行を受けねばならないという管理体制にも抜かりはなかった。本来万人に開かれていた「抱持立犁」による馬耕という在来の技術は、勸農社という私塾の許可を仰ぐべき「近代的」なものとなったのであり「不実ノ行為ヲ以テ本社ノ名誉ヲ毀損スルモノハ社員ヲ除名スルモノトス」あるいは派遣先での待遇やその変更は直ちに「本社」に具申し「指揮」を待つべきことなどが「卒業証書」「派遣社員心得」などに明文化されていた(64)。

彼らは「抱持立犁」を如何なる耕地においても完璧に操作し得るだけの厳しい習練を積んだが、一方で彼らを迎える農民たちは故意に気難しい馬をあてがい、見放されたような深田で実演させることも間々あったという。当時「重留のひがしの果ての勸農社」という流行歌さえできたというこの私塾では、巡回の際の服装は白線入学生帽、ワイシャツ、チョッキの洋装に紺の手甲脚半に草鞋ばきといういで立ちに決められていたのだが、在来農法の歯の立たぬ耕地にこの装束で降り立った彼らは、このような無邪気な悪巧みもものは、先ず大抵の場合見事に「馬耕術」を演じてみせたという。

本来は畑地用とおぼしき犁床を持たないこの犁で、水田の耕盤を破らぬようしかも十分な深さ

で均一に耕すということは至難の技であり、「第一幕」で圧倒されたムラの観客たちは、教師に薦められてこの「抱持立犁」と手綱を手に馬を御しはじめた途端、教師の「口演」を仰がねば一歩も進めぬ己に気付くのであった。水田の耕起に際してこの犁が操作困難であればあるほど、心酔者は増加する仕組みになっていたのである。そしてさらに周到なことには、村の要請ないし担当教師の申告によって、直ちに代替りの教師が交替する取り決めになっていたのであって、何れにせよ初めから村人に勝ち目は無かったとさえいえる。

勸農社の名誉社員名簿93名には井上馨、松方正義、品川弥二郎、榎本武揚、陸奥宗光、後藤象二郎等、諍々たる名士が名を連ねている。それは根っからの百姓・篤農家ではなく、黒田藩士であったという林遠里の経歴のなさしめたところだろうが、この様な彼と農業という「身体の技」とがかくも成功裏のうちに結合したことは、その媒介として「学習」抜きには習得困難な「抱持立犁」による馬耕術と、半洋装の実業教師という一見ハイカラな道具立があったこと。そして「土囲法」「寒水浸法」等々といった東洋思想の権威づけを持つ「学問」があり、それらが「勸農社」での厳しい身体習練と「証書」「心得」といったライセンス制度とによる一種の学校制度の中で有機的に結び付いていたこと。そして何より重要なことは、このような舞台設定のもとに馬耕術が村人の眼前で「演じられた」という、別の身体的側面があったからといえるのかもしれない。

以上のような仕組みの中で、四百数十名もの「林遠里」が複製されて多数の派遣要請に応じたのだったが、使い手としての農民の視野の内側で不断に流動・変形していた犁という農具は、勸農社という先近代の私塾の中で見事に「誕生」し、「抱持立犁は、犁床の摩擦が少なく深耕も可能で、飛躍的な増収を約束する」⁽⁶⁵⁾等といった犁を巡る近代的な言説が、これ以降豊富に紡ぎ出されてゆくこととなる。勿論、それを主唱したのは農政当局自身であり、帝国大学の農学者たちであったのは言うまでもないことである。ただし注意すべきは、そこにおいては在来犁の中から九州北部の抱持立犁が「発見」され、完成された近代的農具として「誕生」し登録されたという、博物館や収蔵庫の一方通行的状況が再生産されたというに止まらなかった点である。

本稿の「3. 犁の「原型」」の部分で仮想したように、在来の経験的知識と外来の西洋近代の学問とで構成された「参照系」とでもいうものがやはり在ったのであって、林遠里という特異な媒介者に憑依するかの如く、その場に立ち現れたのが抱持立犁であったのだと思う。この点では、中央の指導層も、また深田に降り立った洋装の「教師」を見下ろす農民も同じことであった。我々がその学恩に浴している前述の「正倉院御物」「渡来人の古代史」「犁の伝播と発展」といった旧来の着実な研究成果は、このような双方向の開放系において、一層の真価を発揮することだろう⁽⁶⁷⁾。

結 語

かつて筆者は、「絵馬にみる技術と歴史」⁽⁶⁸⁾と題するエッセイをものしてみた。これは「農耕図絵馬」と一般に呼ばれている有形文化財に描き込まれている稲作の技術史的側面に注目し、絵馬研究に歴史的視点を持ち込もうとした試みであった。その結果、やや安易ではあったが古島敏

雄氏に代表される社会経済史研究への参照が多くなり、絵馬そのものを対象とした岩井宏實氏に代表される文化財研究の性格は薄められた。しかも特定地域の資料に事実や真実を語らせる民俗学本来の仕事にもなり得ず、筆者の任せられている学芸員本来の職掌と「学問」との間で、誠に中途半端なエッセイに終わってしまったのである。

しかしながら、調査資料から導き出されたという民俗学上の「事実」とは、実は「近代」という時代性によって規定された広義の価値観によって、その性格や位置づけが決定された「解釈」というべきものであった。民俗学の建前は現在の学ということであったが、それが実は「解釈」の学だったとすると、そこでの「事実」を今日的問題意識のもとに再検討することこそ問題になってくると思われる。

本稿では「比較文化」というこれまた怪し気な事柄と関わってみた。最終的には、九州北部の所謂無床犁（抱持立犁）の万能性をめぐるフォークロアの成立と普及を、近代農政をこととした当局の側から主に辿ってみるところで紙幅が尽きたが、何ゆえそれが「常民」の側からでなかったかというに、筆者などが携わるべき文化財という所与の「物」の解釈や解説の作業にこそ、権威者が作り上げ普及せしめたところの「常民」に関する定説が無批判に民間伝承されていることが間々あるからである。

極論すれば、「常民」の学は当局の眼差しに基づくものであった。必要な研究資料は規格化された項目表によって採集され、所定の手続きに沿って処理されたうえで収蔵庫に保存される。研究上の必要が生じると、項目表を逆に辿って持ち出してきて観察と記述を施す。まさに博物館が文化財を取り扱うと同じやり方が「常民」の学ではなかったか。こうして示されたものが「常民」に関する「事実」であったとすると、採集される側の主体性は初めから視野に無かったことになる。分布・伝播・発展そして比較という発想が、こうも易々とまかり通ってきた問題は、実に民俗学そのものの内に宿っていたのである。そしてそれは職業的研究家の勤務する大学を権威の源泉と仰ぐ博物館や文化財行政の病いでもあった。

行政調査の採集、博物館の保存、大学の解釈といった三者によるお膳立ての結果、「犁」や「常民」がそこに「誕生」するのだと考えるが、本来は個々人で見だし記述すべきものと思う。本稿では、これら三者の相互依存の体質に通じる問題点を、「犁」が「誕生」してゆく過程の中に垣い間みやと努めてみた。この作業を、新たな「犁」の発見と記述に繋げてゆくことは、やはり筆者自身の今後の課題であろう。

註

- (1)「民間伝承」という大前提が、手の届かぬものとなった近代や都市という場面において、そもそも民俗学が興ったのだろう。そのような場面を背にして「郷土」に向かう民俗学とは、現実の村の青年や教師等に郷土の崩壊と民俗の消滅という不可避の預言を教示した。こうして彼ら地元の人々が学び取った郷土研究は、文化財としての民俗の発見と記録、すなわち動態のものを固定する博物館的生格を帯びてゆく。

これを再び動態のものとして「展示」することが、はたして可能だろうか

- (2) 大正毎日新聞社「北豊島郡総覧」(昭和6年)では若干少な目に見積もれるが、幕末-明治あるいは敗戦後の変動も含めて、基本的な数値をたどる史料が不足している
- (3) 全国に販売された三重県名張産の改良型短床犁
- (4) 嵐嘉一「犁耕の発達史-近代農法の端緒-」(昭和52年)出農山漁村文化協会 P 40. 表2-1 犁耕や近代農政に関する研究では、清水 a「牛馬耕の普及と耕耘技術の発達」・b「近代的短床犁の形成」(農業発達史調査会編「日本農業発達史1・4」昭和28・29年 中央公論)も代表的なものである。本稿では、特に明記しない限り、この三点を参考にしている。なお、字典類によると犁は犂の異体字とされ、研究上も双方の字が用いられている。共に我が国では、人畜に牽かせる所謂カラスキのことを指す
- (5) そこでは「日本ノ犁ニシテ余ノ目撃シタル最良のモノハ筑前ノ持立犁ナリ(其深度ハ一尺以上ニ至リ、其價ハ五拾銭)」と記されている
- (6) 嵐氏においてもその実態は今一つ不明確であるゆえ、本稿では形態や分布の類似点からⅠ型とⅢ型に含ませることが出来ると判断した
- (7) 同(4)嵐. p 55-56
- (8) 木目の通った自然木の試用は「改良型」も同様ではあった。同県では、犁の用材は誰の山から採取してもよいという慣行があったらしい(清水「和犁の形成過程と役割(4)」p 47:「農業 129」昭和50年)
- (9) 同(4)嵐. p 59
- (10) 同. p 60
- (11) 木下忠「犁-東国への伝播-」:氏は積極的にこれを「長床犁」とされている(「日本民俗文化体系 14」昭和61年 小学館 p 98-99)
- (12) 同 p 48
- (13) 同(4)嵐. p 54-56
- (14) 同 p 53-57
- (15) 同 p 56
- (16) (4)嵐. でも牛馬耕の区別について触れているが、他に鞍や首木のような「装具」および我が国への渡来の問題も含めて、河野通明氏が一連の論考をだされた。河野 a「牛の小鞍の発達とその意義-技術受容の一側面-」(「ヒストリア 104」昭和59年)・b「日本海沿岸の小鞍(単橋鞍)」(日本民俗文化体系 14)昭和61年 小学館)・c「小鞍の発生-平城宮出土「軛」の再検討-」(「考古学研究 34-2」昭和62年)・d「オナグラ・ウナグラ考-首かせ付き首木のたどった道-」(「列島の文化史 5」昭和63年)・e「馬鞵の伝来-古墳時代の日本と江南-」(「同. d 7」平成2年)
- (17) 天野元之助「中国農業史研究」(昭和37年 御茶の水書房 p 733-736):ここでも特に明記しない限り、同書を参考とする。また熊代幸雄「比較農法論」(昭和44 同.)も代表的な文献といえる。
- (18) 同(17)天野. p 751
- (19) 渡部武「中国古代の絵画資料に見える犁耕」(「日本観光文化研究所 研究紀要 6」昭和60年 p 96
- (20) 同(17)天野. p 751-752

- (21) 同. p 757-767
- (22) 同. p 761-764
- (23) 同. p 767-770
- (24) 新関三郎・下田博之「すき（ブラウ）ならびにその他畜力用農機具の起源とその改良発達について」
（「東京農工大農学部農場研究報告 5」昭和48年 p 7-14）
- (25) 河野通明「絵因果経」牛耕図の再検討」（「ヒストリア 117」昭和62年）p 83
- (26) 本稿の執筆時点では、時間の都合上「敦煌壁画選図録」他の基本的図録集は点検出来なかった。恐らく二三の事例は比較的容易に集まるかと思われる。諸方のご高教を待つところである。なお、単に2頭牽きの図では、(19)渡部. に7例ばかり示されている
- (27) 行政調査の報告書では、むしろ真実の存在を前提として文字どおりの「写真」的採集と「報告」をその編纂事業に求めている。よって、その成果が学問的営為としての「研究調査」や、個人の記述作品としての「民俗誌」とは本質的に異なるのは自明のことといえる。また「研究調査」や「民俗誌」とは研究者自身が「描いた」ものである以上、先のような意味での報告書は理論上「研究調査」「民俗誌」たり得ないのではないか。近年の方向として、個人の論文集的な、学問的にも優れた報告書が散見されるが、優れていなければならないほど、それは行政事業の幹部中枢からの逸脱とさえいえるのかも知れない。
- (28) 同(19). p 91-92
- (29) 同. p 102
- (30) 渡部「中国農書「耕織図」の流伝とその影響について」（文部省科研費一般C「研究成果報告書」昭和62年 p 4・5）。
- (31) 同(30). p 5-6
- (32) 久野幸子「四季耕作図屏風考、—中国耕織図から久隅守景まで—」（「美学美術史研究論集」3名古屋大学文学部美学美術史研究室 昭和59年）
- (33) 同(30). p 21
- (34) 同(33)
- (35) 浅野秀剛「橘守国とその門流（上）」（「浮世絵芸術 82」昭和59年 p 24）
- (36) 同(35). 「同（中）」（同 83」60年 p 13）
- (37) 同(36). p 14-15
- (38) 同(35)
- (39) 同(36). p 15
- (40) 同(30). p 25：ただし、この小道具は室町期の「月次風俗図」等の大和絵系の作品にも登場している。この画派の、狩野派への影響については本稿では扱わない
- (41) 同(40)
- (42) 香川県教育委員会「瀬戸大橋建設に伴う埋葬文化財調査報告概要（Ⅶ）」昭和61年. 同(25). p 84-85
- (43) 同. p 85：なお、清水(4) a. では、中国の長床犂の渡来以前に左反転の日本独自の発達普及があったとしている。

- (44) 同. p 63
- (45) 同. p 82-84
- (46) 同(30). p 14
- (47) 同(4)嵐. p 37-38
- (48) 同. p 60-61、160
- (49) 同. p 148-149
- (50) 毎日新聞社「在外日本の至宝」昭和54年 日本アートセンター、武田恒夫他「日本屏風絵集成9」昭和52年 講談社、佐賀県立美術館「田園風俗画展」図録 昭和63年
- (51) 同. (25). p 80-81
- (52) 同(4)清水 a. p 368-370
- (53) ねのひのてからすき：天平實字2年（758）正月3日丙子の日に、孝謙帝が光明皇后と共に耕耘の儀に使用し東大寺に献納したものであるという
- (54) 同. p 370：「全国農具展覧会審査報図 第三図」（明治44年 帝国農会）では、Ⅲ型からそれぞれⅤ型とⅠ・Ⅱ・Ⅳ型とが分化すると図示している。これに関して清水氏は「（Ⅱ型のような）短床犁の形態が現在のものであるから、これが最後にこなければならぬ」（同. p 370）と疑義を唱えている。「発展図」には、他に堀尾尚志氏（「農具」法政大出版局 昭和51年 p 170）のものもある。一方、中国の陳文華氏はシャベル形の「鋤」から、無床犁や長床犁がそれぞれ別個に成立してゆく図を、全て国内の在来犁の例示によって示されている（注19. p 121）ことに注目したい。多様性について、外からの伝播を説明原理としない点は、中国と我が国との「比較文化観」の違いであろうか。
- (55) 「犁と農耕の文化－比較農法論の視点から－」古今書院 昭和55年 p 85-87, p 229-230
- (56) 同(17). p 714
- (57) 同. p 712
- (58) 同(24). p 5-6
- (59) 木下「古代の犁について」（「農業 1090」昭和50年 p 32-33）
- (60) 同. p 28
- (61) 同. p 29
- (62) 同. p 27-28
- (63) 同(4)清水 a. b. 井上晴丸「農業における日本的近代の形成」・安田健「明治期における官府の稲作指導」（農業発達史調査会編「日本農業発達史1・5」昭和28・30年 中央公論：近代農政史に関する著作や論考は、概ね以下の雑誌や書物に収録されている公文書や論考を資料としている：「大日本農会報告 1-129」（明治14-25. 「大日本農会報 130-625」（明治25-昭和8）. 「農業 626-」何れも大日本農会が発行. 農林省農務局「明治前期勸農事蹟輯録 上・下」昭和14年. 同「農務顛末1-6」昭和27-32年
- (64) 飯沼二郎「農業革命の研究－近代農学の成立と破綻－」昭和60年 p 673-703(社)農山漁村文化協会
- (65) 同(4)清水 b. p 233-234
- (66) 明治中期以降に登場する「近代改良短床犁」は、九州北部で初めて製作された点から、その原型を「抱

持立犁」に仰ぐことができる。筆者はしかしながら、両者の関係の本質を發展関係のみで割り切り、例えば「発祥の地」を探してこと足れりといった方向に、はやり抵抗を感じる。

(67) 犁の牽引抵抗の多くは、犁先が土壌を剥ぎ取りこれが犁へらと摩擦しながら持ち上げられることに由来する。よってこの「抱持立犁」による深耕化は、逆に抵抗の激増を招いたのではないか。一方、犁床の摩擦抵抗は犁の重量に大きく左右されるので、重い長床犁のほうが抵抗は大きかったはずである。「在来長床犁は抵抗が大きく、近代改良短床犁は小さい」という近代的言説を、かつて筆者は鵜呑みにしていた。これが学界や当局間に流布した「民間伝承」であった可能性を、昨年の民具学会の際に河野通明氏より教示されたことが、本稿に着手する大きな契機となったことを断っておきたい。

(68) 「板橋区立郷土資料館紀要8」平成2年

*本稿の執筆にあたって、小川直之、小池淳一両氏から一部資料提供を仰いだ。また、河野通明氏からは、資料の他に懇切なるご教示を賜った。

新刊紹介

上海民間文芸家協会編

『中国民間文化』第4集

旧知の陳勤建先生から毎号送られくる、この雑誌は、上海の経済方面だけではない文化的息吹きを感じられる。民俗学の現代科学として対応に苦慮してか、中国では民間文化学、ドイツでは経験文化学の名称も使われた。特集号だてで1号は民間信仰、2号は民俗文化、3号は上海民俗で今号は民間文芸研究特集となっている。

地域の民間文学研究として、姜彬「呉越地区の鬼霊及び祖先崇拜」、鄭国竄「嫩江民間故事の総合的研究」、神話史詩研究として黃沢「雲南氏羌民族の天神神話とその祭」、黃任遠「ホジェ族のイアカンとその多元文化構造」、翁銀陶「古神話中の人間の崇高性」、劉城淮「創成神話の形成・発展とその意味」、劉尚楽「母系から父系社会への生きた化石—イ族の神話」、伝説故事研究として鄭勁松「人仙妖の恋」、葉春生「広東の外來物語開放への志向」、周紅「民間故事における対聯とその民俗的価値」、黃永林・余惠先「情報論から民間物語の講述活動」、民間韻文の研究は鄺国平「花部を讀えた清代の曲考」、奈寿容「近代無錫地方の流行歌謡とその機能」、彭維金「諺の特性とその帰属」、

劉道遠「“現代”の弾歌—一つの古い狩獵の童謡」、調査報告は胡国鈞「胡公大帝の信仰と方岩の廟会」、孫希榮「富春孫氏宗族信仰」という内容である。

中国の民俗学は民間文学からの發展系譜をもつが、この雑誌の編集傾向にそれがよく表われている。又、従来の文献中心からフィールド（田野）調査重視の動向も読み取れる。

3号の呉越文化研究、陳忠來「骨器と河母渡の稲作文化」はじめの諸論考、鄭土有「衝突・共生・交流・創新—上海民俗の形成と特徴—」などの上海民俗研究、2号の金涛「潮の魂—舟山漁民の特異な葬礼」、馬昌儀ら「土家族の巫者テーマ」をはじめとする信仰民俗、1号の羅曲「イ族の竹崇拜文化を探る」、蔡豊明「独特な宗教劇—永康地方の醒感劇—」など、元都北京などの都市民俗研究に伝統のある中国側の研究視点は、日本民族文化と江南の民俗の歴史的関連なども含めて、自閉気味の日本民俗学に刺激を与えてくれる。

(佐野賢治)

A5判 225頁 上海学林出版社
1991年11月刊 中国元4.20元